

令和7年4月1日

受注者様

長野市財政部契約課

一者見積りにより契約する建設工事の上限額（小規模工事）の改正について（お知らせ）

このことについて、長野市契約規則を改正することに伴い、下記のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。

記

1 改正内容

工事請負契約について、一人の方から見積書を提出していただくことにより契約をすることができる金額を現行の「70万円以下」から「130万円以下」に改正します。

2 適用日

令和7年4月1日（火）以降に**見積の依頼**を行う契約から適用します。

3 様式及び事務手続

○「設計付工事請書」を一部修正しましたので、**令和7年4月1日以降に本市から見積の依頼をした工事につきましては、修正後の様式を使用してください。**

（令和7年3月31日までに見積の依頼を行った工事につきましては、旧様式を使用してください。）

■設計付工事請書の修正箇所

右上の表示【70万円以下の建設工事用】を【130万円以下の建設工事用】に修正しました。

■様式掲載場所

長野市ホームページ／事業者／入札・契約／契約課が実施する工事・測量等の入札（調達）情報、入札結果／入札・契約で使用する用紙など<工事・測量等>／5小規模工事（工事に係る業務委託）に関する届出書等

○事務手続につきましては、現行の70万円以下の工事と同じです。